

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>都城市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。外国籍の方に関しては、「都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱」に基づき生活保護の措置として生活保護に準じた支援を行います。</p> <p>①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行(医療券の発行は、オンライン資格確認を令和5年度から導入。オンライン資格確認に伴う新規の特定個人情報ファイルの取扱は、別途PIAを実施) ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に関して、各金融機関、医療機関および保険会社への預貯金等の調査</p> <p>【リスク対策の実施状況】</p> <p>1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する 2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。 3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。</p> <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <p>① 特定個人情報の入手 【有】 ② 特定個人情報の使用 【有】 ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【有(医療扶助オンライン資格導入に伴うもの)】 ④ 特定個人情報の提供・移転 【有】 ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続 【有】 ⑥ 特定個人情報の保管・消去 【有】 ⑦ 監査 【有】 ⑧ 従業者に対する教育・啓発 【有】</p>
③システムの名称	<p>1. WEL+生活保護 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び第2項 別表第一の15 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ③都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都城市福祉部保護課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の概要	生活保護事務	生活保護に関する事務		
平成27年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。	<p>都城市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。</p> <p>①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関および保険会社への預貯金等の調査</p>		
平成27年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	ACRO福祉	<p>1. Acrocity生活保護 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ</p>		
平成27年5月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護受給者情報ファイル	生活保護情報ファイル		
平成27年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 ⑦	定期的に保護受給者に対して、各医療機関および保険会社への預貯金等の調査	定期的に保護受給者に関して、各金融機関、医療機関および保険会社への預貯金等の調査		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>都城市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。</p> <p>①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に関して、各金融機関、医療機関および保険会社への預貯金等の調査</p>	<p>都城市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。外国籍の方に関しては、「都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱(案)」に基づき生活保護の措置として生活保護に準じた支援を行います。</p> <p>①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に関して、各金融機関、医療機関および保険会社への預貯金等の調査</p>		
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	「都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱(案)」	「都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱」	事後	要綱の改正による修正のため
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保護課長 海東 繁行	保護課長 永盛 譲治	事後	事前の提出・公表ができないため
平成31年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保護課長 永盛 譲治	課長	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策		項目追加	事前	
令和2年4月1日	③システムの名称	①Acrocity生活保護 ②MICJET番号連携サーバ ③中間サーバ	①WEL+生活保護 ②MICJET番号連携サーバ ③中間サーバ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、118の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項	事後	
令和5年5月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行	③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行(医療券の発行は、オンライン資格確認を令和5年度から導入。オンライン資格確認に伴う新規の特定個人情報ファイルの取扱は、別途PIAを実施)	事前	
令和5年5月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【特定個人情報の取り扱い状況】 ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【無】	【特定個人情報の取り扱い状況】 ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【有(医療扶助オンライン資格導入に伴うもの)】	事前	
令和5年5月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の15	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び第2項 別表第一の15 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ③都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事前	
令和5年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	医療扶助のオンライン資格情報登録後